

○印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の 住居手当支給に関する規則

平成14年 3 月22日

規 則 第 9 号

改正 平成16年 3 月22日 規則第 3 号

平成23年 3 月31日 規則第 1 号

平成29年 6 月 1 日 規則第 5 号

令和 2 年 3 月31日 規則第 2 号

令和 7 年 3 月31日 規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例
(平成 14 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 4 号。以下「給与条例」という。)

第 13 条の規定に基づき、住居手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第 2 条 給与条例第 13 条第 1 項の規則で定める職員は、職員の扶養親族である者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与条例第 9 条第 2 項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅若しくは職員の配偶者、2 親等内の親族若しくは配偶者の 2 親等内の親族で、職員の扶養親族である者以外のものが所有し、若しくは借り受けている住宅又は管理者がこれに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員とする。

(届出)

第 3 条 新たに給与条例第 13 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを説明する書類を添付して、住居届（別記様式）により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに管理者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合においても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第 4 条 管理者は、職員から前条第 1 項の規定による届出あったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第 13 条第 1 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を記録するものとする。

(家賃の算定の基準)

第5条 第3条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食事等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、管理者の定める基準に従い家賃の額に担当する額を算定するものとする。

(支給の始期及び終期)

第6条 住居手当の支給は、職員が新たに給与条例第13条第1項の職員としての要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（管理者が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で管理者が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後には、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第7条 管理者は、現に住居手当の支給を受けている職員が給与条例第13条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(補則)

第8条 この規則の実施に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月22日規則第3号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第1号。）附則第2項又は第3項の規定の適用を受ける職員の住居手当の支給については、改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の住居手当支給に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第3条から第6条まで及び第8条から第10条までの規定は、この規則の施行の日から平成25年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第3条中「給与条例」とあるのは「印旛郡市広域市町村圏事務組合一般

職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 23 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 1 号）附則第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例の規定による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）」と、改正前の規則第 4 条、第 5 条第 1 項、第 6 条、第 8 条第 1 項及び第 9 条中「給与条例」とあるのは「改正前の給与条例」とする。

- 3 この規則の施行前に、改正前の規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（平成 29 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 1 号）附則第 5 項及び第 6 項の規定が適用される間の読替え）

- 4 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条中「同条例第 12 条第 1 項」とあるのは、「印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第 5 項及び第 6 項の規定により読み替えられた同条例第 12 条第 1 項」とする。

附 則（平成 29 年 6 月 1 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 2 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日規則第 6 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

住 居 届

管理者様

所属	職員番号	補職名	氏名
			㊟
届出理由			異動年月日
□転居 □契約関係等の変更 □新規 □支給要件喪失 □その他			

住居手当支給に関する規則第3条の規定により、居住の実情を届け出ます。
(事実発生日) 年 月 日 (提出日) 年 月 日

住宅の所在地		入居日	年 月 日
借家・借間	契約期間	年 月 日 から 年 月 日	
	住宅の種類	□借家 □借間(賃貸アパート等) □その他()	
	名義上借主	□本人 □扶養親族(氏名 (続柄))	
	貸主	氏名() (□親族以外□親族(続柄))	
	家賃等	月額 円 (年 月から改定)	左記家賃等負担額は □光熱費が含まれている。 □食費等が含まれている。
添付資料等	【借家・借間】		

以下担当課記載欄

認定欄			
現在の認定 (年 月から)		決裁後の認定 (年 月から)	
給与条例の該当条文	手当額	給与条例の該当条文	手当額
第13条第1項	円	第13条第1項	円
住居手当支給に関する規則 第5条に規定する家賃相当額	円	住居手当支給に関する規則 第5条に規定する家賃相当額	円

認定月	管理課長		供 覧	取扱者
年 月				